

栃木県警察惨事ストレス対策推進委員会設置要綱の制定について(例規通達)

(平成25年6月28日)

(栃厚第2号ほか)

この度、大規模災害発生時等における惨事ストレス対策を円滑に行うため、別添のとおり「栃木県警察惨事ストレス対策推進委員会設置要綱」を定め平成25年7月1日から運用することとしたので、適切な運用に努められたい。□□

別添

栃木県警察惨事ストレス対策推進委員会設置要綱

第1 目的

この要綱は、栃木県警察惨事ストレス対策推進委員会の設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

栃木県警察本部に栃木県警察惨事ストレス対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3 任務

委員会は、大規模災害発生時等における警察職員（以下「職員」という）の惨事ストレスの総合的対策について検討し、その効果的な推進を図ることを任務とする。

第4 構成

委員会は、委員長、副委員長、推進責任者及び推進委員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

第5 運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、これを主宰する。
- 2 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員以外の職員に委員会への出席を求めることができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、警務部厚生課において行う。

第7 警察署委員会

- 1 警察署に当該警察署名を冠した惨事ストレス対策推進委員会（以下「警察署

委員会」という。)を置く。

- 2 警察署委員会は、委員長、副委員長、推進責任者及び推進委員をもって構成し、委員長に警察署長、副委員長に副署長又は次長、推進責任者に警務課長をもって充て、推進委員には管理官、課長その他委員長が指定した者をもって充てる。
- 3 警察署委員会は、大規模災害発生時における職員の惨事ストレスの総合的対策について検討し、その効果的な推進を図ることを目的とする。
- 4 警察署委員会の運営は、委員会の運営に関するこの要綱の規定について準用する。
- 5 警察署委員会委員長は、警察署委員会を開催した時は、会議結果について速やかに本部の委員会へ報告するものとする。
- 6 警察署委員会の庶務は、当該警察署の警務課において行うものとする。